

令和8年度「通信制高校サポート校等就学支援事業補助金」 申請募集要項

長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課

【目的】

当補助金は、高校卒業資格の取得を目指して、サポート校等を利用している、一定の要件を満たす世帯の生徒を支援するためのものです。

1 支給対象者及び要件

申請日現在において次の要件に該当する申請者（利用者又はその保護者等（※1））が該当します。

- (1) 対象となる生徒が、通信制課程を置く高等学校に在籍し、当該通信制高校と提携しているサポート校等（※2）を利用していること。
- (2) 申請者（利用者又はその保護者等）が長野県内に住所（住民票）を有すること。
- (3) 申請者（利用者又はその保護者等）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が下記のいずれかに当てはまること
 - ア 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されない世帯
 - イ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 100 円以上 105,500 円未満である世帯
 - ウ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 105,500 円以上 182,500 円未満である世帯
 - エ 当該年度の所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割が、翌年度において上記アからウまでのいずれかに該当することが見込まれる世帯
- (4) 当該年度にサポート校等に利用料（※3）を納付した利用者又はその保護者等もしくは、利用料の徴収が猶予されている者

※1 **保護者等**：親権者、未成年後見人など

※2 **サポート校等**：通信制課程を置く高等学校で、

ア 通信制高校の面接指導等のための施設

イ 高等学校通信教育規程第3条に定める協力校

ウ 学校教育法第55条に定める技能協力施設

エ 通学型通信制高校

オ 上記以外の施設で、通信制高校と提携し、面接指導等又は学習面・生活面でのサポートをする施設

※3 **利用料**：サポート校等に納付する費用のうち、通信制高校に納付する費用以外でサポート校等での活動に必要な費用であると認められるもの（例：指導関連費、施設費等）

2 補助金の額及び交付回数

利用者1人につき年1回、以下に掲げる金額を上限とし、通算4回までとする。ただし、利用料が上限額未満（年額）の場合はその額とします。

区分	道府県民税所得割額 市町村民税所得割額 の合算額	上限補助額	補助率
I	0 円	100,000 円	10 分の 10 以内
II	100 円以上～105,500 円未満	33,000 円	
III	105,500 円以上～182, 500円未満	25,000 円	

3 申請方法

申請者は、県のホームページや利用しているサポート校等から申請書（「通信制高校サポート校等就学支援事業補助金交付申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）」）を入手し、必要事項を記入のうえ、添付書類（非課税証明書、課税証明書、特別徴収税額決定通知書等）を封筒に入れ、封緘のうえ、当該サポート校等を経由して指定の期限までに県へ提出してください。

【提出書類】

(1) 申請者が提出するもの

- ①「通信制高校サポート校等就学支援事業補助金交付申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）」
- ②申請日の属する年度の利用者又はその保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類（課税証明書、非課税証明書、特別徴収税額決定通知書等）、又は特別の事情により、翌年度において道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が対象区分相当となることがわかる書類
- ③サポート校利用料を支払ったことがわかる書類、又は利用料を徴収猶予されている場合は「通信制高校サポート校等就学支援事業補助金口座振込依頼書兼委任状（様式第2号）」を提出
- ④住所の転入等により、課税証明書等が県外市町村での証明となる場合は、申請日において、長野県内に居住していることがわかる書類
- ⑤口座番号等がわかる部分（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ））が記載されている通帳の写し

(2) サポート校等が提出するもの

- ①「利用証明書（様式第3号）」
- ②利用料が補助対象経費であることを確認できる資料（申請者が添付してきたものでは確認できない場合）
- ③通信制高校との委託契約書等の写し（原本証明したもの）、又は通信制高校が運営するサポート校等の場合は、組織図や学則等のサポート校等の関係がわかるもの
※生徒ごと申請時期ごとではなく、年度に1度の提出でよいものとする。
- ④申請者より補助金の受領を委任されている場合は、「通信制高校サポート校等就学支援事業補助金口座振込依頼書兼委任状（様式第2号）」

4 交付方法

申請者が指定する本人名義の口座に振込みます。ただし、利用料の徴収が猶予されている場合には、当該利用サポート校等が指定する口座に振込をします。

5 募集時期等

令和8年度の県への申請期限については、下記のとおりです。

申請者は利用しているサポート校等が定めた期限までにサポート校等に提出してください。

第1回	第2回	第3回	第4回
令和8年6月29日(月) ～ 令和8年7月15日(水) (消印有効)	令和8年9月16日(水) ～ 令和8年9月30日(水) (消印有効)	令和8年12月16日(水) ～ 令和8年12月28日(月) (消印有効)	令和9年3月1日(月) ～ 令和9年3月15日(月) (消印有効)

6 その他

申請書に記入された内容や添付書類により、受給資格の判断ができない場合や、記入内容に不明な点がある場合は、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

7 送付先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下6-9-2

長野県県民文化部 こども若者局 次世代サポート課

「通信制高校サポート校等就学支援事業」担当宛